

様
 登録番号 第 87 号
 検査機関名 日本理化サービス株式会社
 代表者 代表取締役社長 有松 浩二
 所在地 名古屋市千種区千種3-20-20
 電話番号 052-733-3561

検査日 平成 年 月 日

簡易専用水道検査結果書(施設検査)

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の結果は次の通りです。

検査依頼日 整理番号 契約番号

検査施設	名称	
	所在地	
設置者	名称	
管理者	名称	
	所在地	
検査立会者	名称	

設置概要

種類	簡易専用水道(特定建築物・非特定建築物)	建築物環境衛生管理技術者	資格取得番号(第 号)
主用途	共同住宅・寄宿舎・事務所・学校・病院・店舗・興行所・工場・旅館・() 竣工年月		
給水方式	高置水槽方式・ポンプ直送方式		
防錆剤使用	有・無	滅菌装置使用	有・無
	利用者数	()世帯()人	使用水量 m ³ /月
受水槽	槽数	有効容量 m ³	高置水槽
	形状 (非)告示型	設置場所 (屋内・屋外)(床置・地下)	槽数
	材質	FRP・ステンレス・コンクリート・鋼鉄・()	設置場所
			容量 m ³
			材質
			FRP・ステンレス・コンクリート・鋼鉄・()

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判定基準	判定			
		受水槽		高置水槽	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	○	26	○
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	○	27	○
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	○	28	○
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	○	29	○
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	○	30	○
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	○	31	○
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	○	32	○
3. 水槽上部の状態	水道上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	○	33	○
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	○	34	○
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	○	35	○
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	×	36	○
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	○	37	○
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	○	38	○
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	○	39	○
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	○	40	○
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	○	41	-
5. 水槽のマンホール状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	17	○	42	○
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	○	43	○
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19	○	44	○
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20	○	45	×
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	21	○	46	○

7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22		47	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23		48	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24		49	
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	25		50	
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。			51	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。			52	

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準	判定			
10.臭気	異常な臭気が認められないこと。	53			
11.味	異常な味が認められないこと。	54			
12.色	異常な色が認められないこと。	55			
13.色度	五度以下であること。	56			
14.濁度	二度以下であること。	57			
15.残留塩素	検出されること。	58			
色度測定値	5 度	濁度測定値	2 度	残留塩素測定値	0.1 mg/L

末端給水栓における残留塩素が検出されない場合

高置水槽	mg/L	受水槽	mg/L	直結給水栓	mg/L
------	------	-----	------	-------	------

3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判定基準	判定
16.書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	59

記録の名称	記録有無	実施日	実施者(委託会社名等)					
掃除の記録	有・無							
水質検査の記録	有・無							
記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度
給水設備点検	有・無	回/年	飲料水外観点検	有・無	回/年	残留塩素測定	有・無	回/年

4. その他の検査

検査事項	判定基準等	判定
17.その他		60
		61
		62

5. 総合判定

A・B・C	良好・一部改善が望ましい・衛生上問題がある
-------	-----------------------

6. 助言、特記事項

--

検査員氏名	印
-------	---

(注) ×印の場合 6.助言、特記事項参照